

徳島県情報公開審査会答申第237号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成29年7月25日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇〇〇に対する公文書公開請求書（〇〇〇〇事業）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年8月8日、本件請求に係る公文書についてはその全てが条例第8条第1号に規定する情報に該当するとして公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年8月10日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成30年9月14日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書における審査請求人の主張によると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

県は、情報請求者に〇〇〇〇事業の報告書を請求者に公開した中で、請求者から貰っていない補助金を二重取りしていると言いがかりのクレームの事実を確認しながら、平成29年7月23日、クレーム者を隣において私を詰問した。そのやり取りの中で、以前、担当者は、不法投棄をしている業者に、私の名前を相手側に伝えて事情聴取をした経緯があり、また、この度も私の名前を出して、〇〇に確認したものであり、利害関係者の目的は別にしても、同様に公開するべきものである。また、それら

書類を隠す行為は犯罪であり、「^{おう}枉法行為」そのものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭理由説明によると、本件処分の理由は、お
おむね次のとおりである。

(1) 本件処分の理由

審査請求人の要求する公文書公開請求書（以下「本件公文書」という。）には、当
該請求を行った者の住所氏名が記載されている。これは、条例第8条第1号の非公開
情報に該当する。また、当該公文書公開請求書は手書きで記載されている。ここで、
条例にて保護すべき個人情報とは、請求者の住所氏名のみならず、請求内容、日付及
び筆跡等、当該文書に現れる全ての情報を含むものと解される。

また、審査請求人と本件公文書の請求者は平成29年7月25日に南部総合県民局
窓口にて対面し、本件請求に関してやりとりを行った後に本件請求に至ったこと及び
面識のある関係であったこと等を総合的に判断し、筆跡を明らかにすると本件公文書
の請求者が特定されるおそれがあるとして本件決定を行った。

以上により、実施機関は、当該公文書公開請求書について、条例第8条第1号によ
り非公開決定をしたものである。

また、文書の特定については、本件公文書と特定したが、文書管理システムにおい
て検索した結果、本件公文書以外にも本件請求の対象文書となる可能性のある公文書
があったという事は確認できた。しかし、文書管理システムにおいては、公文書の件
名しか確認できず、口頭理由説明時において、既に関係文書は廃棄されていることか
ら、本件請求の対象文書であるのかどうかについては、確認ができない。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成30年9月14日	諮問
令和4年11月17日	審議（第200回審査会）
令和5年1月13日	実施機関からの口頭理由説明、審議（第202回審査会）
同 年 2 月 9 日	審議（第203回審査会）

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の審査対象について

本件請求は、〇〇〇〇事業に関して、〇〇〇〇を対象として提出された「公文書公開請求書」の公開を求めるものである。

本件請求に対し、実施機関は、本件公文書を特定し、その全てが条例第8条第1号に規定する情報に該当することから非公開とした。これに対して、審査請求人は本件公文書の公開を求めていることから以下、当審査会では、本件公文書の非公開情報該当性について検討する。

2 非公開情報の判断基準

(1) 非公開とされた情報の分類

当審査会において見分したところ、本件公文書には次のような情報が記載されていると認められる。

- ・請求日
- ・請求先
- ・公開請求者の住所、氏名及び電話番号
- ・公開を求める公文書の件名
- ・公開の方法についての丸囲み（「閲覧」、「写しの交付」等の選択肢の中から希望する公開の方法に○囲みを記入したもの。以下同じ）

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

条例では、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるよう公文書の公開を請求する権利を規定し、その解釈・運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重しなければならないとしている。しかし、この公文書公開請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益を侵害したり、公共の利益を損なったりする場合など、公開しないことに合理的な理由のある情報を非公開情報として条例第8条各号に例外的に定めている。

したがって、当審査会は、原則公開の理念に照らし、本件処分に係る公文書が、条例第8条各号に規定する非公開情報に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別具体的に判断することとする。

(3) 条例第8条第1号の規定について

本件事案に係る条例第8条第1号の判断基準については次のとおりである。

ア 特定の個人を識別することができる情報（イを除く。）

条例において、個人の氏名、生年月日は、それだけで特定の個人を識別することができる情報とされている。

イ 他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報

ア以外の記述等であっても、単独では必ずしも特定の個人が識別されるとは言えないが他の情報が組み合わされることにより特定の個人が識別され得るこ

ととなる場合には、当該記述等は特定の個人を識別することができる情報に該当する。この照合の対象となる「他の情報」の範囲については、公知の情報や公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得るものとするか、あるいは、近親者や利害関係人であれば知り得るようなものも含まれるとするか、裁判例その他の裁決においても争いのあるところである。

これについて、まず、条例は、個人の正当な権利利益を保護するため「個人に関する情報」を画するものとしていわゆるプライバシー情報に該当するか否かではなく特定の個人を識別することができる情報であるか否かによることを採用し、個人識別情報を含む個人に関する情報を原則不開示とすることで個人に関する情報の保護に万全を期したものであると言える。一方で、個人の権利利益を侵害することがないので非公開とする必要がないもの及び個人の権利利益を侵害することがあっても公開することの公益が優越するため公開すべきものを例外的に公開する事項として列挙することにより、非公開の範囲が不必要に広がらないようにし、請求者の権利利益の保護を図っている。

また、条例では「他の情報」と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる情報も個人識別情報に含むこととしているが、他の情報の範囲や照合の容易性について特に限定を加えられていないことや、何人に対しても情報公開請求権を認める中で個人に関する情報がみだりに公開されることがないよう最大限の配慮をすることを求めていることに鑑みれば、照合の対象となる「他の情報」には、特定の範囲にいる者にとって容易に入手しうる情報も該当すると解するのが相当である。

(4) 部分公開の検討について

条例第9条第1項において、「実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と規定されている。

公文書の公開・非公開の判断においては、公文書の中に非公開情報が記録されている場合には、常に、条例第9条第1項に規定する部分公開の余地を検討し、非公開情報が他の情報と容易に区分できる場合にあつては、当該部分を除いた部分を公開しなければならない。なお、非公開情報が記録されている部分を除いた残りの部分に有意性がない場合にはこの限りではない。有意性の判断については、社会常識に照らして客観的に判断する必要がある。

3 本件公文書の非公開情報該当性について

本件処分において、実施機関が条例第8条第1号に該当するとして非公開とした情報は、本件公文書全てである。実施機関は本件公文書のうち、請求人の住所、氏名のみならず、請求内容、請求日、及び筆跡等本件公文書に現れる全ての情報について条

例第8条第1号に該当すると主張している。以下それぞれの情報について非公開情報該当性について検討する。

- (1) 公開請求者の住所、氏名については、それ自体により特定の個人を識別することができるため、条例第8条第1号本文に該当し、同号イからハまでの例外に該当しないため、実施機関の判断は妥当であると認められる。
- (2) 請求内容、請求日及び筆跡等本件公文書に現れる全ての情報について実施機関は条例第8条第1号に該当すると主張している。

住所、氏名以外の本件公文書に現れる全ての情報とは、請求者の電話番号、請求日、請求先、公開を求める公文書の件名及び公開の方法についての丸囲みである。

まず、請求者の電話番号については、条例にて保護すべき情報であって、条例第8条第1号に該当するとの実施機関の判断は妥当である。

請求日、公文書の件名及び公開の方法についての丸囲みの記載内容については、条例第8条第1号に該当するような特殊な内容ではないが、全て手書きで記載されている。

請求先の記載内容については、様式に印字されている情報であるため、条例第8条第1号に該当する情報ではない。また、手書きで記載されているわけではない。

実施機関の口頭理由説明によると、審査請求人と本件公文書の請求者は面識のある関係であったこと等の事情を総合的に判断し、筆跡を公開することとすると、特定の個人を識別されるおそれがあると判断し本件公文書の全てについて、非公開決定を行ったとのことである。

一般的には、筆跡鑑定を行うなど特別な調査を行わない限り、通常筆跡から個人を特定することは困難であるため、公開請求者の住所、氏名及び電話番号の情報を非公開とすれば、筆跡から特定の個人が識別されるおそれはないと考えられる。

ところが、本件公文書の請求人が審査請求人と面識のある関係であったという特殊な事情を考慮すると、本件公文書の筆跡を公開することにより、審査請求人は自身が保有する情報と照合することで、特定の個人を識別しうると認められるため、実施機関の判断は妥当性を欠くとは認められない。

- (3) 公開の方法についての丸囲みについて、実施機関は請求日等の他の情報と同様に、条例第8条第1号に該当すると主張しているが、様式部分の記載であるため、その記載内容が条例第8条第1号に該当するとの主張は認められない。また、丸囲みの筆跡についても、該当するものを丸囲みしているだけであり、審査請求人自身が保有する情報と照合することにより特定の個人を識別することができるとの主張は認められない。

また、請求先の情報についても実施機関は条例第8条第1号に該当すると主張しているが、様式に印字されている情報であり、手書きの情報でもないことから、条

例第8条第1号に該当するとの主張は認められない。

しかし、条例第9条第1項において、「実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と定められており、公開の方法についての丸囲み及び請求先のみを公開したとしても、有意な情報が記録されているとは認められない。

4 本件請求に係る対象公文書について

当審査会において確認したところ、実施機関が特定した本件公文書以外にも本件請求の対象文書となる可能性のある公文書が存在することが確認できた。

実施機関においては、本件請求の対象文書となる可能性のある公文書が本件公文書以外にもあったという事は文書管理システムにて確認できるが、本件請求の対象文書となるのかどうかについては、既に関係文書が廃棄されているため、確認ができない状況とのことであった。

当審査会において、本件請求の対象文書となる可能性のある公文書の写しを確認したところ、全て手書きの公文書公開請求書であり、一部の公文書公開請求書については請求先が手書きで記載されている公文書公開請求書が確認できた。また、これらの文書の請求者は全て審査請求人若しくは本件公文書の請求者であった。

実施機関の本件処分においては、これらの文書が本件請求の対象文書として特定されていないが、本件請求の対象文書として本件公文書に含まれたとしても、実施機関の処分については、妥当性を欠くものではない。

5 本件処分の妥当性について

以上のことから、公開請求者の住所、氏名、電話番号及び筆跡について条例第8条第1号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

公開の方法についての丸囲み及び請求先については条例8条第1号に規定する非公開情報に該当するとは認められないが、有意な情報が記録されているとは認められない。

よって、条例第9条第1項に基づき、本件公文書全てについて、非公開とした実施機関の本件処分は妥当であると判断する。

また、文書の特定について、本件請求の対象文書とすべき公文書が漏れなく特定されていない可能性があるが、本件請求の対象文書となる可能性のある公文書が本件公文書に含まれていたとしても実施機関の処分については、妥当性を欠くものではないため、結果として本件処分については、合理性を欠くものではない。

6 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 付言

当審査会において確認したところ、本件請求の対象文書となる可能性のある公文書は実施機関において、複数存在している状況であったが、実施機関はそれらの文書について、本件公文書として特定を行っていなかった。より丁寧に請求対象の文書の特定を行うべきであった。

また、公文書非公開決定通知書の公文書の件名欄において、「〇〇〇〇に対する公文書公開請求書（〇〇〇〇事業）」とまとめて記載している。それにより、決定通知の公文書の件名の記載からは、複数の請求があったかどうか判別がつかない記載となっている。請求のあった日付の情報自体は非公開情報に該当しないことから、公文書の件名欄においては、請求日を明示すべきであったといえる。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	令和5年1月13日から
大森 千夏	弁護士	
鎌谷 郁代	税理士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部 准教授	会長職務代理者